

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上三川町長 星野 光利

市町村名 (市町村コード)	上三川町 (09301)
地域名 (地域内農業集落名)	西汗・磯岡地区 (西汗上西、西汗上東、西汗下、磯岡)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年10月 5日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、区域内における65歳以上の農業者の農地面積は全体の約7割であり、今後、遊休農地の増加が懸念される。今後、これらの農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、担い手となる新規就農者や若手農業者の確保・育成及び法人化や農作業の共同化に向けた仕組みの構築が喫緊の課題である。また、収益力向上のために、分散する担い手の農地を集約化する必要がある。

【地域の基礎的データ】

主食用米、飼料用米、麦

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手の確保・育成を図るため、初期投資費用の低減に資する取組を充実させ、地域ぐるみで新規就農者をサポートすることで、就農しやすい環境を構築する。また、農地の集積・集約及び機械化・スマート農業等による営農の省力化・効率化を推進し、農業所得の向上を図る。併せて、農作物のブランド化による付加価値の向上、企業との契約栽培等による販路拡大等を推進し、経営所得の向上を図る。さらに、道の駅を活用することで、地域の農産物の知名度向上、安定した収入を得ることができる農業の魅力発信を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	211 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	211 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への農地の利用集積を推進するため、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、関係各課、農業委員会、再生協議会、農業協同組合、農業公社、土地改良区等が連携して施策・事業等の推進を実施する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、農地中間管理事業を活用し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在、本地区の田の圃場整備はほぼ完了しているが、効率的な大型機械に対応できるよう、1ha区画程度の大区画化を推進するとともに、農道や用排水路の計画的な改修整備を推進する。畑については未整備地区が多くあり、今後、農地の集積や大型機械に対応できるよう生産基盤の整備に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や意欲のある担い手の育成や、集落営農の組織化・法人化を推進する。また、農業委員会、農業協同組合等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者の掘り起こしや連携の可能性を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 獣害防止柵の設置、捕獲人材の確保、目撃情報・被害情報への対応体制の構築を進める。
- ② 有機農業をはじめとする環境負荷低減の取組を推進する。
- ③ ロボット技術、情報通信技術を用いたスマート農業により、農作業の省力化や農業の生産性の向上を図る。
- ④ 畑作物の連続した作付けが行われている水田を把握し、地域の状況に応じて畑地化を推進する。
- ⑤ 消費者ニーズを捉えた新品種の導入などによる出荷時期の拡大や、選果施設の整備、活用を促進する。
- ⑦ 担い手への農地集積・流動化の促進による農地の有効活用、あるいは農地の粗放的利用による保全を図る。
- ⑧ 地域現況に合わせた集出荷施設等の農業用施設の集約や、地産地消の促進を図るための拠点となる農産物直売施設の機能充実に努める。
- ⑨ WCS用稲等飼料作物への転作を推進し、地域内流通飼料としての利用拡大を図る。